

青森県報

第三千九百三十九号

平成二十六年
十二月二十六日
(金曜日)

目次

規則

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告示

結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……二

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……三

公営企業

青森県立中央病院生理検査波形ファイリングシステムの購入に係る一般競争入札……………(病院管理局) ……三

雑報

平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……五

規則

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則

青森県温泉法施行細則(昭和五十二年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「ゆう出量」を「湧出量」に、「ゆう出路」を「湧出路」に、

種類		口径等	タービン等	吸込管	mm
揚程	m		吐出管	mm	
設置位置	+ - m	最大揚湯能力	エアリフト	送気管	mm
				揚湯管	mm
				圧力	kg / cm ²
					ℓ / 分

を

に改める。

種類		口径等	タービン等	吸込管	mm
揚程	m		吐出管	mm	
段数	段	最大揚湯能力	エアリフト	送気管	mm
設置位置	+ - m			揚湯管	mm
				圧力	kg / cm ²
					ℓ / 分

第七号様式中「ゆう出量」を「湧出量」に、「ゆう出路」を「湧出路」に、「ゆう出口」を「湧出口」に、

種類		口径等	タービン等	吸込管	mm
揚程	m		吐出管	mm	
設置位置	+ - m	最大揚湯能力	エアリフト	送気管	mm
				揚湯管	mm
				圧力	kg / cm ²
					ℓ / 分

を

に

種類		口径等	タービン等	吸込管	mm
揚程	m		吐出管	mm	
段数	段		エアリフト	送気管	mm
				揚湯管	mm
				圧力	kg / cm ²

設置位置	+ - m	最大揚湯能力	ℓ / 分
------	-------	--------	-------

「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に

「4 増掘の許可の申請の場合は、温泉法施行規則第1条の2第10条イからニまでに掲げる事項を定めた増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

「4 増掘の許可の申請の場合は、温泉法施行規則第1条の2第10号イからニまでに掲げる事項を定めた増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

5 動力の装置の許可の申請の場合は、動力の装置に係る揚湯試験に関する書類

6 動力の装置の許可の申請の場合は、動力の装置による既存源泉の温泉への影響が想定される範囲の算定に関する書類

7 動力の装置の許可の申請の場合（動力の装置による影響が想定される範囲内に既存源泉の温泉が存在する場合に限る。）は、当該温泉への影響調査に関する書類

「5」を「8」に、「6」を「9」に、「7」を「10」に、「8」を「11」に改める。

第二十五号様式に「ゆう出量」を「湧出量」に、「ゆう出路」を「湧出路」に

種類		タービン等	吸込管吐出管	mm
揚程	m			mm
設置位置	+ - m	エアリフト	送気管揚湯管圧力	mm mm ² kg / cm ²

を

種類		タービン等	吸込管吐出管	mm
揚程	m			mm
段数	段	エアリフト	送気管揚湯管圧力	mm mm kg / cm ²

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百七十六号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五百二十号）第二条第一項の規定により平成二十六年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補助対象経費
一 四百五十円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十三円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 五百一円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百四十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十二月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
八戸みなと漁業協同組合
八戸市大字白銀町字三島下一〇一
- 六 契約金額
一キロリットル 九万二千八百八十円
- 七 契約の相手方を決定した手続
購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年十月二十二日

公 営 企 業

青森県立中央病院生理検査波形ファイリングシステムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十二月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
生理検査波形ファイリングシステム一式
 - 二 納入期限、納入場所及び入札方法
入札説明書による。
 - 三 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
 - 5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 四 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年一月二十六日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限

平成二十七年二月四日 午後二時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十七年二月四日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Physiological Examination Waveform Filing System.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender : 2:00 p.m. 4 February 2015

3 Contact point for the notice :

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

青森県事業団公告第八号

平成二十六年十二月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成二十六年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第一号)ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十六日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,204,598千円	11,000千円	1,193,598千円
第1項 営業収益	1,200,000千円	11,000千円	1,189,000千円
支 出			
第1款 事業費用	797,619千円	11,351千円	808,970千円
第1項 営業費用	797,619千円	11,351千円	808,970千円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	412,572千円	209,140千円	621,712千円
第1項 営業収益	412,560千円	209,140千円	621,700千円

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭